

平成30年度 不妊治療費等助成金

評価表 NO.

所管部課名	市民福祉部 市民健康課			担当者	健康企画グループ 中園				
事務事業名	子育て医療等助成事業								
根拠法令	薩摩川内市不妊治療費等助成金交付要綱								
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下								
平成30年度 予算額		国県支出金	一般財源	その他	その他の内容				
	12, 996 千円	111 千円	12, 885 千円	千円					
	指標名			目標値	目標年度				
成果指標①	不妊治療による妊娠件数			5 0 人	平成 3 5 年度				
成果指標②	不妊治療による出生数			5 0 人	平成 3 5 年度				
補助対象者	不妊治療を受けている夫婦								
補助対象経費	・ 不妊治療に要する費用のうち自己負担額（入院費、食事代等除く） ・ 不妊治療を受ける際の旅費・宿泊費（甌地域のみ）								
補助対象事業・活動の内容	少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦に対して当該治療等に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。								
	分類	□運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 ■その他							
補助金額又は補助率	年度当たり夫婦 1 組につき 2 0 万円を限度に、不妊治療に係る自己負担額の 2 分の 1、不妊治療を受けるために要した船代及び宿泊費相当額。連続 5 年度まで（要綱第 4 条）。								
上記項目の積算方法	【自己負担額－鹿児島県の助成相当額】× 1 ／ 2 ＝助成額（ 1 0 0 円未満切捨て） 船代・宿泊費～回数上限有（要綱第 4 条）								
補助を受ける事業（団体）等の決算状況	項目		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0	0. 0 %	0	0. 0 %	0	0. 0 %	
		会費収入		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %	
		事業収入		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %	
		寄付金・その他助成		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %	
		市補助金	12, 650, 400	26. 6 %	10, 769, 700	28. 5 %	10, 067, 700	26. 0 %	
		自己負担	34, 829, 886	73. 4 %	27, 039, 028	71. 5 %	28, 675, 848	74. 0 %	
		（前年度繰越金）		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %	
		計	47, 480, 286	100. 0 %	37, 808, 728	100. 0 %	38, 743, 548	100. 0 %	
		支出	事業費		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
			人件費		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
	その他事務費			0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %	
	治療費（補助対象者計）		47, 480, 286	100. 0 %	37, 808, 728	100. 0 %	38, 743, 548	100. 0 %	
				0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %	
				0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %	
	（翌年度繰越金）			0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %	
	計		47, 480, 286	100. 0 %	37, 808, 728	100. 0 %	38, 743, 548	100. 0 %	
	支出計/前年度支出計				79. 6 %		102. 5 %		
	自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %			
交付件数		214		197		197			
成果指標の推移①		44		41		50			
成果指標の推移②		39		49		47			
特記すべき事項等	【前回評価】	平成 2 6 年度「現状のまま継続」 ・ 不妊治療を受ける方だけへの周知ではなく、家族からも伝えることができるようもっと広く周知をされたい。 ・ 不妊治療の助成申請の際に、夫婦がお互いに協力するような指導や、男性もしっかり助成金の申請をしてもらうような指導等の取組をされたい。							
	【前回評価への回答】	・ 申請者自身がデリケートな問題と捉えていることが多く、申請時の面接にも特段の配慮を有するため、これまでとおり市 H P と医療機関への通知としている。 ・ 窓口での申請時、夫の申請についても確認を徹底しており、夫婦申請が増えている。							
	【事業の P R 方法】	市ホームページ、県指定医療機関への制度案内通知							
	【費用対効果】	子どもを産み育てやすい環境づくり							
	【補助事業以外の事業】	特になし							
	【その他】	特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	不妊治療を受けている夫婦に対して費用の一部を負担することは、少子化対策として有用であり、市民福祉の向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	②に該当 少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦に対する経済的支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	少子化対策の一環であり有効である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	妊娠を希望する人々を行政が支援するものであり妥当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要綱第4条に規定しており妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	妊娠・出産に至るまでの連続5年度を限度としており半永続的ではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	少子化対策として一定の公益性は認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	経済的支援が妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	交付要綱第3条に規定しており妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 交付要綱に基づき適正な措置であり、少子化対策として、必要な対象者へ適切に助成し、子育てしやすい環境を整える必要がある。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉

○薩摩川内市不妊治療費等助成金交付要綱

平成18年3月30日

告示第127号

改正 平成18年9月1日告示第316号

平成19年3月28日告示第107号

平成20年3月31日告示第108号

平成20年4月1日告示第183号

平成21年3月31日告示第286号

平成21年9月18日告示第734号

平成22年11月22日告示第666号

平成24年3月29日告示第201号

平成24年7月5日告示第607号

平成25年3月29日告示第155号

平成25年7月31日告示第622号

平成26年3月28日告示第136号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、不妊治療費等助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第1条の2 市長は、少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦に対して、当該治療等に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、もって子どもを産み育てやすい環境づくりに資することを目的に、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、第5条に規定する助成金の申請時において、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定による婚姻の届出をしている夫婦で、医師による不妊治療を受けていること。

(2) 本市に居住し、3箇月前から引き続き、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されていること。

(3) 次に掲げる医療保険各法における被保険者又は組合員若しくは被扶養者であること。

- ア 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- ウ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- エ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- オ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- カ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

（４） 市税等の滞納がないこと。

（５） 配偶者が前 2 号の要件を満たしていること。

（対象となる治療等）

第 3 条 助成の対象となる治療は、医師による不妊治療のうち、次に掲げるものとする。

- （１） 体外受精
- （２） 顕微授精
- （３） 凍結胚移植
- （４） 採卵したが卵が得られない等のため中止したもの
- （５） 人工授精
- （６） タイミング療法
- （７） 排卵誘発法

2 助成の対象となる治療費は、前項の不妊治療に要した費用のうち、鹿児島県不妊治療費助成事業の助成金を控除した自己負担となる費用（入院費、食事代等直接治療に関係のない費用を除く。以下「自己負担額」という。）とする。

（助成金の額等）

第 4 条 助成金の額は、次に掲げる額の合計額とし、当該合計額に 100 円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

- （１） 前条第 1 項各号に規定する不妊治療に係る自己負担額に 2 分の 1 を乗じて得た額
- （２） 前条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる不妊治療（以下「特定不妊治療」という。）を受けるために要した甕各港と川内港間又は串木野新港間の船舶旅客運賃相当額（往復 5,800 円を上限とし、当該不妊治療 1 回につき 9 往復分を限度とする。）
- （３） 前条第 1 項第 5 号から第 7 号までに掲げる不妊治療（以下「一般不妊治療」という。）を受けるために要した甕各港と川内港間又は串木野新港間の船舶旅客運賃相当額（往復 5,800 円を上限とし、当該不妊治療 1 回につき 9 往復分、1 年度につき 15 往復分を限度とする。）

(4) 特定不妊治療を受けるために要した宿泊費相当額（1泊当たり5,000円を上限とし、当該不妊治療1回につき15泊分を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額

(5) 一般不妊治療を受けるために要した宿泊費相当額（1泊当たり5,000円を上限とし、当該不妊治療1回につき15泊分、1年度につき15泊分を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額

2 前項第1号の規定による助成金は、同一夫婦について、1年度当たり20万円を限度とする。

3 第1項第2号から第5号までの規定による助成金は、甌地域に居住する者が当該地域以外の医療機関において不妊治療を受ける場合に限り、交付を受けることができる。

4 第1項の助成金は、1妊娠につき連続して5年間交付を受けることができる。
(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不妊治療費等助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、医療機関の発行する不妊治療受診証明書（様式第2号）その他関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 申請書を提出する月（以下「申請月」という。）は、4月、8月及び12月とする。

3 第1項の申請は、不妊治療を受けた日の翌日から起算して8箇月を経過する日の属する月の末日までの申請月にしなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容について速やかに審査を行い、助成の可否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の可否を決定したときは、その旨を不妊治療費等助成金交付決定通知書（様式第3号）又は不妊治療費等助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他の不正な手段により、助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(成果)

第8条 この助成金の交付を通じて得ようとする成果は、子どもを産み育てやすい環境の整備とする。

(見直しの期間)

第 9 条 助成金に係る条例第 4 条第 1 項の市長が定める期間は、3 年とする。

(効果の測定)

第 10 条 助成金に係る条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は、妊娠件数及び出生者数を指標に用いて測定するものとする。

(助成金の交付を受けた者の責務)

第 11 条 助成金の交付を受けた者は、本市の母子保健政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示による助成は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後において第 2 条第 2 号の要件を満たす夫婦が、施行日（当該要件を満たす日が施行日後であるときは当該要件を満たす日）以後に受けた不妊治療について、適用する。

3 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 18 年度における申請月は、7 月、10 月及び 1 月とする。

4 この助成金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 21 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 22 年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成 18 年 9 月 1 日告示第 316 号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日告示第 107 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日告示第 108 号）

(施行期日)

1 この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の薩摩川内市不妊治療費助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る不妊治療費の助成について適用する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日告示第 183 号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日告示第 286 号）

(施行期日)

1 この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の薩摩川内市不妊治療費助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る不妊治療費の助成について適用する。

附 則 (平成 21 年 9 月 18 日告示第 734 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の薩摩川内市不妊治療費助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る不妊治療費の助成について適用する。

附 則 (平成 22 年 11 月 22 日告示第 666 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 29 日告示第 201 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 2 条第 5 号及び第 4 条第 1 項第 1 号の規定はこの告示の施行の日以後の申請に係る不妊治療に要した費用から適用し、改正後の第 4 条第 1 項第 2 号の規定はこの告示の施行の日以後に不妊治療を受けるために要した甑各港と串木野新港間の船舶旅客運賃相当額から適用する。

附 則 (平成 24 年 7 月 5 日告示第 607 号)

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日告示第 155 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 7 月 31 日告示第 622 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 4 条第 1 項第 1 号の規定はこの告示の施行の日以後の申請に係る不妊治療費について適用し、改正後の第 4 条第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定は平成 25 年 4 月 1 日以後に不妊治療を受けるために要した甑各港と串木野新港間の船舶旅客運賃相当額及び宿泊費相当額について適用する。

附 則 (平成 26 年 3 月 28 日告示第 136 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 26 年 4 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、平成 26 年 4 月 2 日以後に生じた助成の対象となる経費から適用し、同日前に生じた助成の対象となる経費に対する助成金の額については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

薩摩川内市長

様

申請者 住 所
氏 名

印

不妊治療費等助成申請書

薩摩川内市不妊治療費等助成金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり不妊治療費等の助成を申請します。

なお、助成申請に当たり、審査のため住民基本台帳等必要な資料を、薩摩川内市の職員が閲覧することを承諾します。

記

	(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日
夫		年 月 日生 (歳)
妻		年 月 日生 (歳)
住 所	電 話	
給付を受けようとする助成額		(不妊治療費 円) (妊地域旅費等 円)
申請受理 年 月 日	年 月 日	(承認・不承認) 決定年月日 年 月 日

- (添付書類)
- 1 不妊治療受診証明書
 - 2 市税等の完納証明書(夫婦ともに必要)
 - 3 保険証の写し(夫婦ともに必要)
 - 4 不妊治療費領収書の写し
 - 5 妊地域の方のみ

特定不妊治療及び一般不妊治療を受けるために要した妊各港と川内港間又は串木野新港間の船舶旅客運賃の領収書の写し、宿泊施設の領収書の写し並びに県に申請した不妊治療費助成制度における承認決定通知書及び受診等証明書の写し

振込先

金融機関名	銀行・農協 信用金庫	本店・支店・支所 出張所・代理店
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

様式第2号(第5条関係)

不妊治療受診証明書

下記の者については、不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり領収したことを証明します。

年 月 日

医療機関名

所在地

主治医氏名

印

記

医療機関記入欄

	氏 名	生 年 月 日
夫		年 月 日
妻		年 月 日
今回の申請に係る不妊治療について、該当箇所に記入してください。 1 体外受精 (回)実施 { 治療期間： 1 回目 ~ 2 回目 ~ 3 回目 ~ } 2 顕微授精 (回)実施 { 治療期間： 1 回目 ~ 2 回目 ~ 3 回目 ~ } 3 凍結胚移植 (採卵を伴わないもの) (回)実施 { 治療期間： 1 回目 ~ 2 回目 ~ 3 回目 ~ } 4 採卵したが卵が得られない又は状態のよい卵が得られないため中止 (回)実施 5 人工授精 (回)実施 6 タイミング療法 (回)実施 7 排卵誘発法 (回)実施		
今回申請の治療期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
領収年月日	年 月 日 ~ 年 月 日	
領収金額	1 ~ 2 の治療費	円
	3 ~ 4 の治療費	円
	5 ~ 7 の治療費	円

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長



不妊治療費等助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました薩摩川内市不妊治療費等助成金交付要綱による不妊治療費等助成金について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 助成することとした額 金 _____ 円
- 2 助成対象年度 _____ 年度

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長



不妊治療費等助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました薩摩川内市不妊治療費等助成金交付要綱による不妊治療費等助成金については、下記の理由により不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

(不交付の理由)

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

補助金交付先一覧【不妊治療費等助成金】

平成30年度

【単位：円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	不妊治療を受けた者	10,067,700	28,675,848		38,743,548	38,743,548			38,743,548	不妊治療等(197件)
2					0				0	
3					0				0	
4					0				0	
5					0				0	
6					0				0	
7					0				0	
8					0				0	
9					0				0	
合計		10,067,700	28,675,848	0	38,743,548	38,743,548	0	0	38,743,548	